

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

有 田 町

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・1
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・5
 - 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・8
- 第3 前2号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・11
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・12
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・13
- 第6 その他・・・23
 - 別紙1・・・24
 - 別紙2・・・25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 有田町は、佐賀県の西端に位置し、東部は武雄市、西部及び南部は長崎県と、北部は伊万里市にそれぞれ接し、田、畑、樹園地の優良農地を有している。米・麦・大豆、果樹、きんかんやアスパラガス・胡瓜等の施設園芸、たまねぎ等の露地野菜、肉用牛をはじめとする畜産、棚田米等の産地として複合経営を主体とした農業を展開している。特に、園芸農業については令和元年度から県とともに農業者をはじめ、JAなどの関係者と連携し、「さが園芸888（はちはちはち）運動」に取り組んでおり、運動については、平成29年度に629億円であった佐賀県園芸農業産出額を、令和10年までに888億円とする目標を掲げ、その達成に向けた取組や実践を強化している。

今後は、地域の特色を生かしながら、経営コストの縮減を進めつつ、消費者から選ばれる、安全・安心で品質が優れた農産物づくりを一層推進するとともに、次世代の担い手を確保、育成し、稼げる農業の確立を目指すこととする。

農業生産展開の基盤となる農地については、優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 2020年農林業センサスにおいて、有田町の総農家数は、682戸であり、販売農家487戸のうち専業農家41戸、第1種兼業農家95戸、第2種兼業農家351戸と、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少は依然として進行しており、経営耕地面積は599haで前回調査から13.7%減少し、特に中山間地域を中心に遊休農地の増加などの課題を抱えている。

このような中、農地の資産的保有傾向は依然として強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきた。

有田町の農業を今後とも振興し、発展させていくためには、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、有田町では、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成が困難である等の地域では、実情に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体以外にも地域農業の維持・発展に必要な多様な担い手像を明確にすることにより、本町の農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 具体的な経営の指標は、有田町及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえ、将来(概ね10年後)の農業経営の目標を他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり400万円程度)、他産業従事者と均衡する年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

この目標を達成するため、意欲ある農業者等の経営力の強化を目指して、生産コストの低減をはじめ、規模拡大や経営管理能力・販売力の向上、加工・直売などの経営の複合化、法人化等を推進する。特に、

土地利用型農業については、地域における話し合いを基本に、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業の活用により、農業協同組合、農業委員会等と連携しながら利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図って、規模拡大や農地の連坦化を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、担い手の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため指導、助言を行う。

(3) 認定農業者制度及び認定新規就農者制度については、担い手育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、有田町が主体となって、関係機関、関係団体と連携し、制度の積極的活用を図りながら、認定農業者・認定新規就農者を地域農業の担い手及び農地利用集積の対象者として育成し、確保することが重要である。

認定農業者・認定新規就農者の期間満了時には、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行うとともに、先進的な農業経営の取り組み事例を紹介する研修会の開催や、支援策の紹介等、経営改善計画実現のための支援を行う。

また、地域計画において位置づけられた地域内の農業を担う者への農地集積が見込まれることから、認定農業者・認定新規就農者が地域内の農業を担う者として位置づけられるよう整合性を図る。

(4) 女性農業者は、町内の農業生産の重要な役割を担っていることから、女性農業者の経営能力の向上を図るため、農業技術・経営研修会等への参加や家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場など、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。また、女性農業者や高齢農業者の豊かな経験や技術を生かした食農教育活動との連携、地域農産物を生かした直売・加工品の製造・販売等への取り組みを推進する。

(5) 農業者の高齢化、担い手不足が進んでいる地域の農業・農村の維持、発展のため、集落営農組織とともに、効率的かつ安定的な農業経営体を補完する組織等を多様な担い手として位置づけ、その取り組みを支援する。

集落営農組織の経営安定・向上を図るため、米・麦・大豆に加え、野菜等の新規品目の導入や加工・直売への取り組みなどの6次産業化を進めるとともに、若い構成員の組織への参画などを推進する。そのうえで、一元的に経理を行うなど組織経営体として体制が整ったものについては、構成員の意向を十分に踏まえ、法人化へ誘導する。

また、中山間地域である本町においては、受け皿となる機械利用組合の維持・発展及び設立を推進するとともに、組織の再編や統合・拡大等による担い手の確保に努め、中山間地域等直接支払交付金等を活用

し、継続的に農業生産活動が行われる仕組みをつくり、中山間地域の活性化を図る。

(6) 農業後継者不足による新規就農者の確保・育成は、単なる担い手確保というだけでなく、農業・農村の維持、発展のために重要である。農家子弟のUターンをはじめ、農外からの新規参入、農業法人等への就業等で新規就農者を確保し、効率的かつ安定的な農業経営体へ育成するために、有田町農業再生協議会（以下、「再生協議会」という。）を中心とした各機関の相互連携により、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営に必要な機械・施設の整備などを推進する。

(7) 担い手の育成・確保に向けた支援体制としては、本町の農業振興策について一体的に取り組むために設置された再生協議会において関係機関・団体と連携し、認定農業者の経営改善に関する指導・助言、農業経営改善計画の作成支援、フォローアップ、認定農業者制度の普及をはじめ、集落営農の組織化・法人化の推進等地域の实情に即した取組みを行うものとする。

(8) 有田町は、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、豊富な経験と技術を有する高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、労働力の相互補完等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全な農村集落の育成・発展を図る。
また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」と整合が取られるよう推進する。

(9) 有田町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

3. 農業経営基盤の強化の方向は地域の条件により異なり、抱える課題や今後の対応もそれぞれ異なるが、地域の特徴や現状を踏まえ振興方向を明らかにし、活力ある地域農業の振興を図る。

(1) 米、麦、大豆などの土地利用型作物については、農地の団地化・連坦化による作業の効率化や省力・低コスト技術の普及拡大など生産技術の高度化を図り、高品質・安定生産を推進する。また、集落営農組織の露地野菜導入による経営の複合化や法人化を推進する。

特に、米については、新たな法人組織（集落営農）や農作業受託組織を育成し、農地の集積集約を進めていくとともに、棚田米などの地域ブランド米の品質向上、食味向上など、中山間地域の特性を活かした取組を推進する。

(2) 果樹については、栽培技術の高位平準化を図り、施設化の推進や環境にやさしい果樹栽培体系の確立を図る。さらに、優良品種の育成・導入を図り、品種構成の改善と園地の若返りを推進する。また、栽培履

歴の記帳指導と安全・安心なシステムの構築や地域特産振興に向け、産地の拡大推進と省力化・低コスト化に即した高品質特産品づくりを推進する。

- (3) 野菜については、新規就農者及び担い手の確保による野菜産地の確立と安定した農家所得の確保を図り、生産履歴記帳の実践による安全・安心な農産物の生産供給を推進する。

特に、施設野菜については、省エネ対策と適切な温度管理の実践により低コスト化を図る。さらに、高品質・安定生産を確保するため、新品種・新技術の積極的な導入と遊休ハウスを利用した新規栽培者の確保や規模拡大を推進する。

また、露地野菜については、高齢者、女性、定年退職者等の農家実態に応じた作型プランの提案を図り、複合経営の確立を推進するとともに、省力化・安定生産のための新技術や機械導入による面積拡大、さらに、経営安定のための周年出荷体制の整備などを推進する。

- (4) 畜産については、安全で安心な良質畜産物の安定的供給の推進や、国際情勢の変化に対応し得る畜産経営の確立を図る。さらに、組織の活性化と技術の相互研鑽等による経営体質の強化を図りながら、生産基盤の強化や自給飼料の生産拡大、効率的な飼養管理能力の導入・普及を通じて、高品質な畜産物安定生産を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に有田町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、有田町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+麦+大豆 +たまねぎ+施設アスパラガス	水稲 3.5ha 麦 6.0ha 大豆 2.5ha たまねぎ 0.5ha 施設アスパラガス 0.2ha	① 農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ② 農業機械の共同利用による米・麦・大豆の省力・低コスト生産 ③ 作物の作付けローテーションによる生産安定 ④ たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑤ 品種・作型の組み合わせによる労力分散
水稲+麦+大豆 +たまねぎ+露地野菜	水稲 2.0ha 麦 4.0ha 大豆 3.5ha たまねぎ 0.6ha 露地野菜 2.4ha	① 農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ② 農業機械の共同利用による米・麦・大豆の省力・低コスト生産 ③ 作物の作付けローテーションによる生産安定 ④ たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑤ 品種・作型の組み合わせによる労力分散
施設野菜専作	きゅうり 20a	① 新品種導入による収量の向上 ② 肥培管理など基本技術の徹底 ③ 多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油対策の実施
	いちご 20a (高設栽培)	① 新品種導入による収量の向上 ② 肥培管理など基本技術の徹底 ③ 高設育苗による健苗の育成 ④ 高設栽培の導入による軽作業化 ⑤ 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
水稲+花き+施設野菜	水稲 50a 花き 40a 施設野菜(水菜) 2a	① 農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ② 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③ 園芸作物導入による所得向上
水稲+麦+施設きんかん	水稲 3ha 麦 3ha 施設きんかん 40a	① 農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ② 基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ③ 加温時期の温度管理の徹底
水稲+畜産	水稲 0.5ha ブロイラー 200,000羽	① 鶏舎改・増築による経営規模拡大 ② 個体管理の徹底による育成率の向上 ③ 衛生管理の徹底による防疫対策 ④ 経営の合理化
	水稲 0.5ha 肥育牛 130頭 飼料作物 1.7ha WCS 0.2ha	① 合理的な飼養管理による上位等級率の向上と肥育期間の短縮 ② 個体管理の徹底による事故率の低減 ③ 農業機械の共同利用による省力・低コスト生産
	水稲 1.0ha 肥育牛 30頭 繁殖牛 40頭 飼料作物 0.9ha	① 一貫経営による経営安定化 ② 個体管理の徹底による事故率の低減 ③ 農業機械の共同利用による省力・低コスト生産

畜産専業	繁殖用母豚 120 頭 子豚 1,080 頭	① 感染による移動制限に備えた繁殖用母豚の自家生産・更新 ② 徹底した飼養衛生管理と防疫体制の強化 ③ 経営の合理化
	ブロイラー 180,000 羽	① 鶏舎内装置入れ替えによる生産力向上 ② 個体管理の徹底による育成率の向上 ③ 衛生管理の合理化

※資本装備については、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

- (注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人以上とし、補助従事者1～2人として示している。
2. なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 水稲＋麦＋大豆＋露地野菜	水稲 10ha 麦 11ha 大豆 5ha 露地野菜 (ブロッコリー、たかな) 40a	① 作物の作付ローテーションによる生産安定 ② 品種・作型の組合せによる労力分散 ③ 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ④ 園芸作物導入による所得向上

※資本装備については、構成員個人や機械利用組合員等が所有する機械について、有効活用や整理合理化を図るなど、地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内（組織内）における役割の明確化と労働の適正評価
- ・経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2～3人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲＋麦＋大豆＋たまねぎ	水稲 1.3ha 麦 0.9ha 大豆 0.8ha たまねぎ 1.2ha	① 農業機械の共同利用による米麦大豆の省力・低コスト生産 ② 良食味米・高付加価値米の生産 ③ 中大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④ 作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤ 品種・作型の組合せによる労力分散
水稲＋麦＋施設アスパラガス	水稲 0.7ha 麦 0.9ha 施設アスパラガス 0.13ha	① 農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ② 良食味米・高付加価値米の生産 ③ 中大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④ 品種・作型の組合せによる労力分散 ⑤ 保温、立茎時期の組合せによる労力分散
水稲＋施設胡瓜	水稲 50a 施設胡瓜 12a	① 機械の効率的利用による生産コストの低減 ② 新品種導入による収量の向上 ③ 多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油対策の実施
水稲＋施設アスパラガス＋施設きんかん	水稲 0.9ha 施設アスパラガス 0.3ha 施設きんかん 0.24ha	① 農業機械の共同利用による米麦大豆の省力・低コスト生産 ② 良食味米・高付加価値米の生産 ③ 中大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④ 栽培技術の徹底 ⑤ 品種・作型の組合せによる労力分散
施設園芸専作	施設胡瓜 15a	① 新品種導入による収量の向上 ② 肥培管理など基本技術の徹底 ③ 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
	施設いちご 15a (高設栽培)	① 新品種導入による収量の向上 ② 肥培管理など基本技術の徹底 ③ 高設育苗による健苗の育成 ④ 高設栽培の導入による軽作業化 ⑤ 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
水稲＋ブロイラー	水稲 0.6ha ブロイラー 73,200羽	① 個体管理の徹底による育成率の向上 ② 徹底した衛生管理による防疫体制 ③ 農業機械の共同利用による省力・低コスト生産
水稲＋肥育牛	水稲 0.6ha 肥育牛 60頭	① 合理的な飼養管理による上位等級率の向上と肥育期間の短縮 ② 農業機械の共同利用による省力・低コスト生産

水稲＋肥育牛＋繁殖牛	水稲 0.6ha 肥育牛 20頭 繁殖牛 10頭	① 一貫経営による経営安定化 ② 個体管理の徹底による事故率の低減 ③ 農業機械の共同利用による省力・低コスト生産
畜産専業	肥育牛 70頭	① 合理的な飼養管理による上位等級率の向上と肥育期間の短縮 ② 個体管理の徹底による事故率の低減
	ブロイラー 150,000羽	① 個体管理の徹底による育成率の向上 ② 徹底した衛生管理による防疫体制

※資本装備については、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・経営管理・栽培技術向上のための各種研修会等への参加
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

- (注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人以上とし、補助従事者1～2人として示している。
2. なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 水稲+麦+大豆	水稲 7.8ha 麦 4.2ha 大豆 4.2ha	① 良食味米・高付加価値米の生産 ② 作物・品種毎の団地化による作業効率の向上 ③ 技術の平準化による収量の向上と品質の均一化 ④ 品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ⑤ 余剰労力を活かした園芸作物等の振興

※資本装備については、構成員個人や機械利用組合員等が所有する機械について、有効活用や整理合理化を図るなど、地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内（組織内）における役割の明確化と労働の適正評価
- ・経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2～3人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 前2号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

有田町の農業の維持・発展に必要な効率的で安定した経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した技術を有する人材の確保・育成に取り組む。認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、実践的な研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、支援策の積極的な活用の推進及び認定農業者への移行等の支援を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事態勢の改善や家族経営協定の締結を推進し、有田町の農業を担う幅広い人材の確保のため農業の魅力を発信する。

2. 町が主体的に行う取組

新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて振興センターや農業協同組合等の関係機関と連携をして、就農希望者に対して必要となる農用地等の情報提供や農業用機械等の確保及び資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談に対応し、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づいて青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるように支援を行い、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を提案し、認定農業者への移行を促す。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

有田町は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供、相談対応、サポート等を以下の役割分担にて実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

有田町は、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県および農業経営・就農支援センターへ提供する。

また、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行う。さらに新たに農業を営もうとする者が円滑な移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、有田町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- ・面積のシェア：40%

集積に関する目標の達成に向けて、令和6年度までに策定される地域計画をとおして、集落営農組織や認定農業者、新規就農者等への集積を推進するように努める。

(注)

1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、地域内の農業を担う者の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の効率的かつ総合的な利用について、有田町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関、関係団体が緊密に連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに担い手への農用地の集積を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

有田町は、佐賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、有田町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

有田町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 利用権設定等促進事業
2. 地域計画推進事業の実施を促進する事業
3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
4. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合には、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件の他、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保出来ることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため

利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）、法第7条第1項に規定する特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権設定等を受ける場合、又は農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ. その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員社員又は、株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者を除く）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関らず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりと

する。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 有田町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を含む内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 有田町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 有田町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 有田町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 有田町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、有田町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 有田町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間

(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 有田町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 有田町は、(5)の②、③の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、有田町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 有田町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意農業委員会の長に報告しなければならない旨
 - ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項そ

の他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

有田町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

有田町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を有田町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

有田町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

有田町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消等

- ① 有田町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来るものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺地域における農用地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 有田町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利設定に係る部分を取消すものとする。

ア. (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定

(1) の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 有田町は②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地集積計画のうち取消しに係る部分を有田町の掲示板へ掲示その他所定の手続きにより公告する。

④ 有田町が③の規定による公告をした時は、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

有田町農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。有田町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、佐賀県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 地域計画推進事業の実施を促進する事業

法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに適切な時期を設定する。開催に当たっては、広報誌、町ホームページ、回覧板や農業関係の集まりを活用し、周知を行う。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。参加者等からの問い合わせへの窓口は農林課とし、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。その上で、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかの確認を毎年度実施する。

3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項。

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

有田町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、農用地利用関係の調整や協同で農作業を行う際において効果的に事業展開できる場合については、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を有田町に提出して、農用地利用規程について有田町の認定を受けることができる。
- ② 有田町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 有田町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を有田町の掲示板へ

の提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 有田町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 有田町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 有田町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、有田町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項。

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業の受委託を促進するための環境の整備が必要となる。

(1) 農作業の受委託の促進

有田町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用農業機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

有田町は1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

有田町は、農業委員会、農林事務所、農業振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、有田町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、有田町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

1. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、地域計画が策定されるまでの間は、同法に設けられた経過措置の間は、引き続き農地利用集積計画を行うことができるものとする。
2. この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附則／
1. この基本構想は、平成12年 4月28日から施行する。
 2. この基本構想は、平成18年 8月25日から施行する。
 3. この基本構想は、平成22年 6月11日から施行する。
 4. この基本構想は、平成25年 3月29日から施行する。
 5. この基本構想は、平成26年 9月 3日から施行する。
 6. この基本構想は、平成29年 1月19日から施行する。
 7. この基本構想は、令和 5年 2月17日から施行する。
 8. この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。

別紙1 (第5の1 (1) の⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができることと認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

1. 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (または残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は、5年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間)、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないことと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものでも定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸貸人の指定する農業共同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものでも定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令のよる権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (または移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時ににおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき有田町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の形近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ

Ⅲ. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等の他、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するたため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受け、協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなるときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>